

## 第10号議案

### 大田区基本計画懇談会条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月15日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

### 大田区基本計画懇談会条例

(設置)

第1条 大田区の基本計画及び実施計画を策定するに当たり、その参考となる意見を求めるため、区長の付属機関として大田区基本計画懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 懇談会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 基本計画及び実施計画の基本的な考え方及び政策体系に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 懇談会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する33人以内の委員をもって組織する。

- (1) 区民
- (2) 区の区域内の公共的団体の代表者
- (3) 学識経験者及び有識者
- (4) 区議会議員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱をした日から令和7年3月31日までとする。

(会長)

第5条 懇談会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、懇談会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会は、会長が招集する。

- 2 懇談会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 懇談会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

(提案理由)

大田区基本計画懇談会を設置するため、条例を制定する必要があるので、この案を提出する。

第 11 号議案

大田区職員定数条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 15 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区職員定数条例の一部を改正する条例

大田区職員定数条例（昭和 50 年条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「3,839 人」を「3,849 人」に改め、同項第 3 号中「154 人」を「165 人」に改め、同項第 4 号中「100 人」を「79 人」に改める。

付 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

区長の事務部局の職員を 10 人増員し、教育委員会の事務部局の職員を 11 人増員し、教育委員会の所管に属する学校の事務部局の職員を 21 人減員するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

## 第 12 号議案

大田区情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 15 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進について、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって区民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 条例等 条例、規則（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 2 項に規定する規程並びに同法第 252 条の 17 の 2 第 1 項の規定又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 55 条第 1 項の規定に基づく東京都の条例により区が処理することとされた事務について規定する東京都の条例、東京都の規則及び東京都教育委員会の規則を含む。）その他の手続等に係る区の機関等が定める根拠となる規程（地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者にあつては、区の公の施設の管理に関する手続に係るものに限る。）をいう。

(2) 区の機関等 次に掲げるものをいう。

ア 区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員又はこれらに置かれる機関

イ アに掲げる機関の職員であって法令又は条例等により独立に権限を行使  
することを認められたもの

ウ 前号に規定する指定管理者

(3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、  
図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙そ  
の他の有体物をいう。

(4) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に  
記載することをいう。

(5) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識す  
ることができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理  
の用に供されるものをいう。

(6) 申請等 申請、届出その他の法令又は条例等の規定に基づき区の機関等  
に対して行われる通知をいう。

(7) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をい  
う。）の通知その他の法令又は条例等の規定に基づき区の機関等が行う通知  
（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。

(8) 縦覧等 法令又は条例等の規定に基づき区の機関等が書面等又は電磁的  
記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。

(9) 作成等 法令又は条例等の規定に基づき区の機関等が書面等又は電磁的  
記録を作成し、又は保存することをいう。

(10) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

（電子情報処理組織による申請等）

第3条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等によ  
り行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の  
規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組

織（区の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその  
の  
手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情  
報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、  
当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみ  
なして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申  
請等を受ける区の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記  
録がされた時に当該区の機関等に到達したものとみなす。
- 4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等をするこ  
とが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行  
う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情  
報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別す  
るための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に  
規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明  
らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。
- 5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料の納付の  
方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により  
行う場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、  
電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であつ  
て規則で定めるものをもってすることができる。
- 6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申  
請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その  
他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う  
ことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める

場合には、規則で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第4条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限る。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。
- 4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。
- 5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある

る場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による縦覧等）

第5条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

（電磁的記録による作成等）

第6条 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。



3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等をするものが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

(適用除外)

第7条 次に掲げる手続等については、第3条から前条までの規定は、適用しない。

(1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則に定めるもの

(2) 手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。）

(添付書面等の省略)

第8条 申請等をする者に係る住民票の写し、戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本、登記事項証明書その他の規則で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、区の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

(区の機関等による情報システムの整備等)

第9条 区の機関等は、手続等における情報通信技術を活用した行政の推進を図るために必要な情報システムの整備その他必要な措置（第3項において「情報システムの整備等」という。）を講ずるよう努めなければならない。

2 区の機関等は、情報システムの整備に当たっては、当該情報システムの安全性及び信頼性を確保するために必要な措置を講じなければならない。

3 区の機関等は、情報システムの整備等の実施に当たっては、当該情報システムの整備等に係る手続等及びこれに関連する区の機関等の事務の簡素化又は合理化その他の見直しを図るよう努めなければならない。

(情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表)

第10条 区長は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる区の機関等に係る申請等及び処分通知等その他のこの条例の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

情報通信技術を活用した行政の推進について、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって区民生活の向上に寄与するため、条例を制定する必要があるので、この案を提出する。

第 13 号議案

大田区手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 15 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区手数料条例の一部を改正する条例

大田区手数料条例（昭和 32 年条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 の項中「第 120 条第 1 項」の次に「、第 120 条の 2 第 1 項、第 120 条の 3 第 1 項及び第 2 項、第 120 条の 6 第 1 項」を加え、同項中

「

		(9) 上質紙を用いた婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理証明書 1 通につき 1,400 円	を
--	--	-----------------------------------------------------------	---

」

「

		(9) 上質紙を用いた婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理証明書 1 通につき 1,400 円	に
		(10) 戸籍電子証明書提供用識別符号 1 件につき 400 円	
		(11) 除籍電子証明書提供用識別符号 1 件につき 700 円	
		(12) 届書等情報の内容を表示したものの閲覧又は証明書 1 件につき 350 円	

」

改める。

別表第 3 の 1 の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表6の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改め、同表備考第4号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令」に改め、同表備考第8号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

#### 付 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。ただし、別表第3の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

#### (提案理由)

地方公共団体の手数料の標準に関する政令等の改正に伴い、必要な手数料を定めるほか、規定を整理するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 14 号議案

大田区積立基金条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 15 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区積立基金条例の一部を改正する条例

大田区積立基金条例（昭和 39 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金の項を削る。

付 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金を廃止するため、条例を改正する必要があるため、この案を提出する。

## 第 15 号議案

### 大田区立水泳場条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 15 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

### 大田区立水泳場条例

(目的)

第 1 条 この条例は、大田区立公園条例（昭和 52 年条例第 19 号）に規定する公園内に存する水泳場（以下「水泳場」という。）の設置及び管理について必要な事項を定め、水泳場の利用の適正化を図り、もって区民の健康の増進と生活文化の向上に寄与することを目的とする。

(名称及び位置)

第 2 条 水泳場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
平和島公園水泳場	大田区平和島四丁目 2 番 2 号
東調布公園水泳場	同 南雪谷五丁目 13 番 1 号
萩中公園水泳場	同 萩中三丁目 26 番 46 号

(行為の禁止)

第 3 条 水泳場内においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 水泳場を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 危険のおそれのある行為又は他人の迷惑となるような行為をすること。
- (3) 水泳場の管理上支障があると認められる物品、動物等を持ち込むこと。
- (4) 指定した場所以外で許可なく撮影行為をすること。
- (5) はり紙、はり札その他の広告物を表示すること。
- (6) 立入禁止区域内に立ち入ること。
- (7) ごみその他の汚物を捨てること。

(8) <sup>めいてい</sup> 酩酊その他の危険な状態で立ち入ること。

(9) 前各号に掲げるもののほか、水泳場の風致を害し、用途外に水泳場を使用し、又は水泳場の管理上支障があると認められる行為をすること。

(使用の制限)

第4条 区長は、水泳場の管理のため必要があると認めるときは、水泳場の使用を禁止し、又は制限することができる。

(使用の承認)

第5条 水泳場を使用しようとする者は、規則の定めるところにより申請し、区長の承認を受けなければならない。

2 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認をしないことができる。

(1) 公の秩序を乱すおそれがあると認めるとき。

(2) 水泳場の管理上支障があると認めるとき。

(3) その他区長が使用を不相当と認めるとき。

3 区長は、第1項の承認に水泳場の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。

(使用料)

第6条 前条の規定により水泳場の使用の承認を受けた者は、別表の範囲内で規則に定める額の使用料を前納しなければならない。

2 前項の使用料は、区が使用する場合は徴収しない。

(水泳場の休場日及び使用時間)

第7条 水泳場の休場日及び使用時間は、規則で定める。

(使用料の不還付)

第8条 既に納めた第6条第1項に規定する使用料は、還付しない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、その一部又は全部を還付することができる。

きる。

(使用料の減免)

第9条 区長は、相当の理由があると認めるときは、第6条第1項に規定する使用料を減額し、又は免除することができる。

(権利の譲渡禁止等)

第10条 第5条第1項の規定による使用の承認（以下「使用承認」という。）を受けた者（以下「使用者」という。）は、その権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(優先使用)

第11条 区長は、次に掲げる場合においては、他に優先して水泳場を使用し、又は使用させることができる。

(1) 区が行政又は公益上の目的で水泳場を使用する場合

(2) 前号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認める場合

(承認の取消し等)

第12条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用承認を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は使用を停止することができる。この場合において、使用者に生じた損害については、区長は、その責めを負わない。

(1) 使用の目的又は使用条件に違反したとき。

(2) 第5条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(3) 偽りその他不正の手段により使用の承認を受けたとき。

(4) この条例若しくはこれに基づく規則に違反し、又は区長の指示に従わないとき。

(5) 災害その他の事情により水泳場の使用ができなくなったとき。

(6) 工事その他の都合により区長が必要と認めたとき。

(入場の制限)



第13条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認める者に対し、水泳場への入場を断り、又は退場させることができる。

- (1) 水泳場内において許可なく物品販売その他の営業行為をする者
- (2) 前号に掲げるもののほか、管理上支障があると認める者  
(原状回復等の義務)

第14条 使用者は、水泳場の使用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。前条の規定により使用承認を取り消され、又は使用を停止されたときも、同様とする。

(損害賠償の義務)

第15条 水泳場を損傷し、又は滅失した者は、その損害額を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者による管理)

第16条 区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて次条の規定により指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、水泳場の管理の業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。

- (1) 水泳場の使用の承認及び取消し等並びに入場の制限に関する業務
- (2) 水泳場の維持及び修繕に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認める業務

(指定管理者の指定手続)

第17条 区長は、次の要件を満たす団体を選定し、議会の議決を経て、これを指定管理者として指定するものとする。

- (1) 区民の公平かつ平等な使用が確保されること。
- (2) 水泳場の効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理運営ができる

こと。

(3) 水泳場の管理を安定して行う能力及び実績を有していること。

2 前項の規定による指定を受けようとする団体は、事業計画書その他規則で定める書類を区長に提出しなければならない。

3 区長は、第1項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を告示する。指定を取り消し、又は水泳場の管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第18条 指定管理者は、この条例、これに基づく規則その他区長が定める基準に従い、水泳場の管理を行わなければならない。

2 指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び大田区個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第64号）の定めるところにより個人に関する情報の適正な管理のため必要な措置を講じなければならない。

(指定管理者による使用の承認等)

第19条 第5条第1項及び第2項の規定にかかわらず、指定管理者が管理を行う水泳場を使用しようとする者は、指定管理者に申請し、その承認を受けなければならない。

2 第5条第3項の規定は、前項の承認について準用する。

(利用料金)

第20条 第6条第1項の規定にかかわらず、前条の規定による水泳場の使用の承認を受けた者は、指定管理者に当該水泳場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。

2 利用料金は、指定管理者の収入とする。

3 利用料金の額は、別表の範囲内において、あらかじめ区長の承認を得て、指

定管理者が定める。

- 4 利用料金は、前納とする。ただし、あらかじめ区長の承認を得て指定管理者が定める場合にあつては、この限りでない。

(利用料金の減免)

第21条 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、あらかじめ区長の承認を得て、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第22条 指定管理者は、既に納めた利用料金は、還付しないものとする。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、あらかじめ区長の承認を得て、その全部又は一部を還付することができる。

(指定管理者の優先使用)

第23条 指定管理者は、あらかじめ区長の承認を得て定めた場合又は区が使用する場合においては、他に優先して自らが管理する水泳場を使用し、又は使用させることができる。

(委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 区長又は指定管理者は、この条例の施行の日前においても、この条例の実施のために必要な準備行為をすることができる。
- 3 この条例の施行の際現に大田区立公園条例の一部を改正する条例（令和6年条例第 号）による改正前の大田区立公園条例の規定に基づき水泳場の使用の

承認を受け、又は使用の承認の申請をしている者は、この条例の規定により使用の承認を受け、又は使用の承認の申請をしたものとみなす。

別表（第6条、第20条関係）

名称	単位		使用日	使用料	
				使用者の住所又は 使用団体の所在地	
				区内	区外
平和島公園水泳場 東調布公園水泳場	1人・1回		夏季	360円	360円
	1人・1回	2時間以内	夏季以外の 季	480円	480円
超過時間 30分ごと		110円		110円	
萩中公園水泳場	1人・1回	3時間以内	夏季	360円	360円
		2時間以内	夏季以外の 季	480円	480円
		超過時間 30分ごと		110円	110円
平和島公園水泳場 東調布公園水泳場	貸切り・1回	2時間以内	夏季以外の 季	35,600円	42,700円
		1時間 30分以内	夏季	20,100円	24,100円
夏季以外の 季			26,800円	32,200円	
萩中公園水泳場		2時間以内	夏季以外の 季	25,400円	30,500円
		1時間 30分以内	夏季	14,400円	17,300円
夏季以外の 季			19,100円	22,900円	

備考

- (1) 入場料又はこれに類する金銭等を徴収する場合の使用料は、区外の使用料の2倍に相当する額（計算方法については、区長が別に定める。）を徴収する。水泳以外の目的で、水泳場を使用する場合も同様とする。
- (2) 夏季とは、7月1日から9月30日までの期間のうち、規則で定める期間とする。
- (3) 夏季以外の季の個人使用において超過時間 30分ごとの超過使用料を徴収する場合は、30分に満たない端数は、これを30分とする。
- (4) 貸切りで使用する場合は、コース単位でを使用することができる。この

場合の使用料は、平和島公園水泳場・東調布公園水泳場の使用料の7分の1相当額（計算方法については、区長が別に定める。）にコース数を乗じて得た額とする。

（5） 前号の規定によりコース単位で使用する場合は、3コースまでとする。

ただし、コースに空きがある場合は、この限りでない。

（提案理由）

水泳場の設置及び管理について必要な事項を定め、水泳場の利用の適正化を図り、もって区民の健康の増進と生活文化の向上に寄与するため、条例を制定する必要があるので、この案を提出する。

第 16 号議案

大田文化の森条例の施設の一部の供用停止に関する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 15 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田文化の森条例の施設の一部の供用停止に関する条例

大田文化の森条例（平成 13 年条例第 19 号）に規定する施設のうち、ホール及び楽屋は、令和 6 年 5 月 1 日から令和 7 年 6 月 30 日までの間、その供用を停止する。

付 則

この条例は、令和 6 年 5 月 1 日から施行する。

（提案理由）

大田文化の森の一部施設の大規模な改修を行うに当たり、当該改修の期間、ホール及び楽屋の供用を停止するため、条例を制定する必要があるため、この案を提出する。

## 第 17 号議案

大田区中小企業者賃貸住宅条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 15 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区中小企業者賃貸住宅条例の一部を改正する条例

大田区中小企業者賃貸住宅条例（平成 14 年条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 2 項中「2 親等内の親族若しくは配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）又は従業員若しくは従業員の 2 親等内の親族若しくは配偶者」を「従業員又は次に掲げる者」に、「使用者の 2 親等内の親族又は配偶者は」を「第 1 号及び第 2 号の者にあつては」に、「従業員の 2 親等内の親族又は配偶者は」を「第 3 号及び第 4 号の者にあつては」に改め、同項に次の 4 号を加える。

(1) 使用者の 2 親等内の親族

(2) 使用者の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成 30 年東京都条例第 93 号）第 7 条の 2 第 2 項の規定による証明を受けた同条例第 3 条の 2 第 2 号に規定するパートナーシップ関係の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）

(3) 従業員の 2 親等内の親族

(4) 従業員の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方

第 16 条第 3 項中「配偶者」の次に「若しくはパートナーシップ関係の相手方」を加える。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

中小企業者賃貸住宅の入居者の範囲を改めるため、条例を改正する必要がある  
ので、この案を提出する。



第 18 号議案

大田区産業連携支援施設条例を廃止する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 15 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区産業連携支援施設条例を廃止する条例

大田区産業連携支援施設条例（平成 17 年条例第 84 号）は、廃止する。

付 則

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による廃止前の大田区産業連携支援施設条例（以下「旧条例」という。）第 9 条第 2 項の規定により使用者の決定を受けている者については、旧条例第 21 条から第 23 条までの規定は、なおその効力を有する。

（提案理由）

大田区産業連携支援施設を廃止するため、条例を廃止する必要があるので、この案を提出する。

## 第 19 号議案

大田区奨学金条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 15 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区奨学金条例の一部を改正する条例

大田区奨学金条例（昭和 49 年条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「第 11 条第 1 項」を「第 11 条から第 13 条まで」に改める。

第 11 条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(猶予及び減免)」を付し、同条第 2 項を削る。

第 15 条を第 17 条とし、第 12 条から第 14 条までを 2 条ずつ繰り下げ、第 11 条の次に次の 2 条を加える。

第12条 前条に規定する場合のほか、区長は、貸付奨学生であつた者が次の各号のいずれにも該当する場合、返還金の残額（同条の規定により減免された額を除く。）のうち、貸し付けた奨学金の合計額の 2 分の 1 の額と 105 万 6,000 円を比較して少ない方の額を限度として減免することができる。

- (1) 奨学金の貸付期間が終了した後、区長が別に定めるところにより、あらかじめ減免の事前申出（以下「事前申出」という。）をし、その申出に係る区長の承認を受けたこと。
- (2) 事前申出をした日の属する月以降の月の初日であつて各事前申出をした者につき区長が定める日（以下「起算日」という。）から 4 年の期間の終期までに区内の事業所等（区長が特に指定するものに限る。）の職務に計 36 か月間以上従事し、かつ、以後においても継続して従事する見込みがあること。
- (3) 前号に規定する従事する期間の終期において、同号の規定により従事す

る事業所等の職務に係る資格、免許等（専門的な知識経験を有する人材の需給状況等を勘案して、区長が特に指定するものに限る。）を取得していること。

(4) 起算日から第2号に規定する従事する期間の終期までの間、区内に住所を有し、かつ、納期限が到来した区市町村民税を完納していること。

(5) 履行期限が到来した奨学金を返還していること。

2 区長は、起算日から前項第2号に規定する従事する期間の終期までの間、奨学金の返還を猶予することができる。

3 区長は、第1項第1号に規定する承認を受けた者が同項第2号から第4号までの規定のいずれかに該当しなくなつた場合は、起算日から該当しなくなつた月から起算して6月後までの間、奨学金の返還を猶予することができる。

第13条 前2条に規定する場合のほか、区長は、貸付奨学生であつた者が次の各号のいずれにも該当する場合、返還金の残額（第11条及び前条第1項の規定により減免された額を除く。）と105万6,000円を比較して少ない方の額を限度として減免することができる。

(1) 前条第1項の規定による減免が既に適用された者であること。

(2) 起算日から6年の期間の終期までに区内の事業所等（区長が特に指定するものに限る。）の職務に計60か月間以上従事したこと。

(3) 前号に規定する従事する期間の終期において、同号の規定により従事する事業所等の職務に係る資格、免許等（専門的な知識経験を有する人材の需給状況等を勘案して、区長が特に指定するものに限る。）を取得していること。

(4) 起算日から第2号に規定する従事する期間の終期までの間、区内に住所を有し、かつ、納期限が到来した区市町村民税を完納していること。

(5) 履行期限が到来した奨学金を返還していること。

2 区長は、起算日から前項第2号に規定する従事する期間の終期までの間、奨学金の返還を猶予することができる。

3 区長は、第1項第1号に規定する者が同項第2号から第4号までの規定のいずれかに該当しなくなつた場合は、起算日から該当しなくなつた月から起算して6月後までの間、奨学金の返還を猶予することができる。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の大田区奨学金条例(以下「旧条例」という。)第11条第2項の規定に基づき減免の事前申出の承認を受け、又は減免の事前申出をしている者は、改正後の大田区奨学金条例(以下「新条例」という。)第12条第1項の規定により減免の事前申出の承認を受け、又は減免の事前申出をしたものとみなす。

3 この条例の施行の際現に旧条例第11条第2項の規定による減免が適用されている者については、新条例第12条第1項の規定による減免は、適用しないものとする。

(提案理由)

貸付奨学金の減免規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 20 号議案

大田区老人いこいの家条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 15 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区老人いこいの家条例の一部を改正する条例

大田区老人いこいの家条例（昭和 44 年条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 入新井老人いこいの家の項を削る。

別表第 3 入新井老人いこいの家の項を削る。

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

（提案理由）

入新井老人いこいの家を廃止するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 21 号議案

大田区立シルバーピア条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 15 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区立シルバーピア条例の一部を改正する条例

大田区立シルバーピア条例（平成 5 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号イ中「を含む。）」の次に「若しくは東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成 30 年東京都条例第 93 号）第 7 条の 2 第 2 項の規定による証明を受けた同条例第 3 条の 2 第 2 号に規定するパートナーシップ関係の相手方」を加える。

付 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

シルバーピアの申込者の資格を改めるため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 22 号議案

大田区高齢者アパート条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 15 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区高齢者アパート条例の一部を改正する条例

大田区高齢者アパート条例（平成 25 年条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号イ中「を含む。）」の次に「若しくは東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成 30 年東京都条例第 93 号）第 7 条の 2 第 2 項の規定による証明を受けた同条例第 3 条の 2 第 2 号に規定するパートナーシップ関係の相手方」を加える。

付 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

高齢者アパートの申込者の資格を改めるため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 23 号議案

大田区立軽費老人ホーム条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 15 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区立軽費老人ホーム条例の一部を改正する条例

大田区立軽費老人ホーム条例（昭和 54 年条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号ア中「を含む。）」の次に「又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成 30 年東京都条例第 93 号）第 7 条の 2 第 2 項の規定による証明を受けた同条例第 3 条の 2 第 2 号に規定するパートナーシップ関係の相手方」を加える。

付 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

軽費老人ホームの利用者の資格を改めるため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。



## 第 24 号議案

大田区障害者総合支援条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 15 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区障害者総合支援条例の一部を改正する条例

大田区障害者総合支援条例（平成 18 年条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「第 77 条第 1 項及び第 3 項」を「第 77 条第 1 項及び第 3 項から第 5 項まで」に改め、同条第 2 項、第 4 項及び第 5 項中「給付金」を「給付費」に改める。

付 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正等に伴い、規定を整理するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 25 号議案

大田区立障害者福祉施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 15 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区立障害者福祉施設条例の一部を改正する条例

大田区立障害者福祉施設条例（昭和 58 年条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とする。

第 5 条第 1 項及び第 5 条の 2 中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

別表第 1 の 2 その他の施設の部に次のように加える。

大田区立大田生活実習所	大田区萩中二丁目 10 番 11 号
-------------	--------------------

別表第 1 に備考として次のように加える。

備考 その他の施設において大田区立大田生活実習所で行う事業は、短期入所とする。

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第 2 条第 2 項並びに第 5 条第 1 項及び第 5 条の 2 の改正規定は、公布の日から施行する。

（提案理由）

大田生活実習所において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する短期入所を実施すること等に伴い、規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 26 号議案

大田区立心身障害児通所施設条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 15 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区立心身障害児通所施設条例の一部を改正する条例  
大田区立心身障害児通所施設条例（平成 3 年条例第 50 号）の一部を次のように  
改正する。

第 6 条第 1 項、第 3 項及び第 7 項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改  
め、同条第 9 項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法  
の改正に伴い、規定を整理するため、条例を改正する必要があるので、この案を  
提出する。

第 27 号議案

大田区立志茂田福祉センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 15 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区立志茂田福祉センター条例の一部を改正する条例

大田区立志茂田福祉センター条例（平成 5 年条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項及び第 2 項並びに第 5 条の 4 第 1 項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正に伴い、規定を整理するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 28 号議案

大田区立上池台障害者福祉会館条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 15 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区立上池台障害者福祉会館条例の一部を改正する条例  
大田区立上池台障害者福祉会館条例（昭和 54 年条例第 46 号）の一部を次のよ  
うに改正する。

第 6 条第 1 項及び第 6 条の 4 第 1 項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改め  
る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正に伴い、  
規定を整理するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

## 第 29 号議案

大田区立障がい者総合サポートセンター条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 15 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区立障がい者総合サポートセンター条例の一部を改正する条例  
大田区立障がい者総合サポートセンター条例（平成 26 年条例第 26 号）の一部  
を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改め、同条第 2 項中「厚生  
労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第 3 項及び第 4 項中「厚生労働大臣」  
を「主務大臣」に改め、同条第 5 項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改  
める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法  
の改正に伴い、規定を整理するため、条例を改正する必要があるので、この案を  
提出する。

## 第 30 号議案

大田区立従前居住者用賃貸住宅条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 15 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区立従前居住者用賃貸住宅条例の一部を改正する条例  
大田区立従前居住者用賃貸住宅条例（令和 3 年条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「（第 6 号にあつては、現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）を含む。）」を削り、同項第 1 号中「親族」の次に「（民法（明治 29 年法律第 89 号）第 725 条に規定する親族をいい、次に掲げる者を含む。以下同じ。）」を加え、同号に次のように加える。

ア 婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者

イ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 に規定する里親に委託されている児童

ウ 東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成 30 年東京都条例第 93 号）第 7 条の 2 第 2 項の規定による証明を受けた同条例第 3 条の 2 第 2 号に規定するパートナーシップ関係の相手方  
第 5 条第 1 項第 6 号中「でないこと」の次に「（現に同居し、又は同居しようとする親族を含む。）」を加える。

付 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

従前居住者用賃貸住宅の使用者の資格を改めるため、条例を改正する必要がある  
るので、この案を提出する。



第 31 号議案

大田区私道整備助成条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 15 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区私道整備助成条例の一部を改正する条例

大田区私道整備助成条例（昭和 55 年条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 4 号中「をすべて」を「の全て（区長が必要と認めたときは、規則で定める基準に適合するように分割された当該路線の一部）を」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 3 条の規定は、令和 6 年 4 月 1 日以後に申請を受理するものから適用し、同日前に申請を受理したものについては、なお従前の例による。

（提案理由）

私道を整備する者に対する助成制度を拡充するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 32 号議案

大田区私道排水設備助成条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 15 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区私道排水設備助成条例の一部を改正する条例

大田区私道排水設備助成条例（昭和 57 年条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 5 号中「路線」の次に「（区長が必要と認めたときは、分割された当該路線の一部）」を加える。

付 則

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 2 条の規定は、令和 6 年 4 月 1 日以後に申請を受理するものから適用し、同日前に申請を受理したものについては、なお従前の例による。

（提案理由）

私道の排水設備を整備する者に対する助成制度を拡充するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

## 第 33 号議案

大田区営住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 15 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区営住宅条例の一部を改正する条例

大田区営住宅条例（平成 9 年条例第 50 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「（第 5 号にあつては、現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）を含む。）」を削り、同項第 2 号中「親族」の次に「（民法（明治 29 年法律第 89 号）第 725 条に規定する親族をいい、次に掲げる者を含む。以下同じ。）」を加え、同号に次のように加える。

ア 婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者

イ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 に規定する里親に委託されている児童

ウ 東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成 30 年東京都条例第 93 号）第 7 条の 2 第 2 項の規定による証明を受けた同条例第 3 条の 2 第 2 号に規定するパートナーシップ関係の相手方  
第 6 条第 1 項第 5 号中「でないこと」の次に「（現に同居し、又は同居しようとする親族を含む。）」を加え、同条第 2 項第 8 号イ中「第 10 条第 1 項」の次に「又は第 10 条の 2（配偶者暴力防止等法第 28 条の 2 においてこれらの規定を準用する場合を含む。）」を加える。

付 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

区営住宅の使用者の資格を改めるため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

## 第 34 号議案

大田区民住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 15 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区民住宅条例の一部を改正する条例

大田区民住宅条例（平成 8 年条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「（第 4 号にあっては、現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）を含む。）」を削り、同項第 1 号中「親族」の次に「（民法（明治 29 年法律第 89 号）第 725 条に規定する親族をいい、次に掲げる者を含む。以下同じ。）」を加え、同号に次のように加える。

ア 婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者

イ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 に規定する里親に委託されている児童（以下「里子」という。）

ウ 東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成 30 年東京都条例第 93 号）第 7 条の 2 第 2 項の規定による証明を受けた同条例第 3 条の 2 第 2 号に規定するパートナーシップ関係の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）

第 5 条第 1 項第 4 号中「でないこと」の次に「（現に同居し、又は同居しようとする親族を含む。）」を加える。

第 27 条第 1 項第 1 号中「を含む。）」の次に「若しくはパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第28条第1項中「配偶者」の次に「若しくはパートナーシップ関係の相手方」を加え、「直系姻族」の次に「若しくは里子」を加える。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

区民住宅の申込者の資格を改めるほか、規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 35 号議案

大田区公衆便所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 15 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区公衆便所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
大田区公衆便所の設置及び管理に関する条例（昭和 28 年条例第 18 号）の一部  
を次のように改正する。

別表中

「	大岡山駅前公衆便所	同	北千束三丁目 27 番先	を
」				
「	大岡山駅前公衆便所	同	北千束三丁目 27 番先	に
」	仲池上二丁目公衆便所	同	仲池上二丁目 24 番 3 号	

改める。

付 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

仲池上二丁目公衆便所を設置するため、条例を改正する必要があるので、この  
案を提出する。

第 36 号議案

大田区船着場条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 15 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区船着場条例の一部を改正する条例

大田区船着場条例（平成 23 年条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表に次のように加える。

平和島六丁目船着場	大田区平和島六丁目 4 番 81 号
-----------	--------------------

付 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

平和島六丁目船着場を設置するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。



第 37 号議案

大田区立公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 15 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区立公園条例の一部を改正する条例

大田区立公園条例（昭和 52 年条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 ア運動施設の部水泳場の項を削り、同部相撲場の項の次に次のように加える。

多目的スポーツ場	1 面 1 時間 以内	平日	4,000 円	8,000 円
		土曜日	8,000 円	16,000 円
		日曜日 休日		
	半面 1 時間 以内	平日	2,000 円	4,000 円
		土曜日	4,000 円	8,000 円
		日曜日 休日		
ビーチバレー場 メ インコート	1 面 1 時間 以内	平日	1,400 円	2,100 円
		土曜日	2,100 円	3,100 円
		日曜日 休日		
ビーチバレー場 サ ブコート	1 面 1 時間 以内	平日	700 円	1,000 円
		土曜日	1,000 円	1,500 円
		日曜日 休日		

別表第 3 ア運動施設の部付帯設備の項中

「

フットサル場の夜 間照明施設	1 面 1 時間 以内		700 円	1,050 円
-------------------	----------------	--	-------	---------

を

」

「

フットサル場の夜間照明施設	1面1時間以内		700円	1,050円
多目的スポーツ場の夜間照明施設	1面1時間以内		1,400円	2,100円
	半面1時間以内		700円	1,050円
ビーチバレー場の夜間照明施設	1面1時間以内		700円	1,050円

に改め、

」

同部付記第5号から第8号までを削る。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(大田区立大森東水辺スポーツ広場の設置及び管理に関する条例の廃止)

- 2 大田区立大森東水辺スポーツ広場の設置及び管理に関する条例(平成29年条例第18号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に廃止前の大田区立大森東水辺スポーツ広場の設置及び管理に関する条例の規定に基づき使用の承認の申請をしている者は、この条例による改正後の大田区立公園条例の規定により使用の承認の申請をしたものとみなす。

(提案理由)

水泳場の規定を削るとともに、多目的スポーツ場等の規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 38 号議案

大田区立大森ふるさとの浜辺公園条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 15 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区立大森ふるさとの浜辺公園条例の一部を改正する条例  
大田区立大森ふるさとの浜辺公園条例（平成 19 年条例第 30 号）の一部を次の  
ように改正する。

第 2 条中「及び大森東一丁目 34 番 2 号」を「、大森東一丁目 34 番 2 号及び大  
森東一丁目 37 番 1 号」に改める。

付 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

公園を設置する区域を拡張するため、条例を改正する必要があるので、この案  
を提出する。

## 第 39 号議案

大田区子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 15 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

大田区子ども・子育て会議条例（平成 25 年条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条を第 12 条とし、第 9 条の次に次の 2 条を加える。

（臨時委員）

第10条 区長は、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、第 3 条に規定する委員のほかに、子育て会議に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、当該特別の事項の調査審議の内容を勘案し、適当と認める者のうちから区長が委嘱する。

3 臨時委員の任期は、委嘱の日から当該特別の事項の調査審議が終了した日までとする。

（部会）

第11条 子育て会議は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員及び臨時委員をもって組織する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 第 6 条から第 9 条までの規定は、部会の会議について準用する。この場合に

において、これらの規定中「子育て会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

#### 付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

#### (提案理由)

子ども・子育て会議において、臨時委員を置くことができるようにするほか、部会に係る規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

## 第 40 号議案

大田区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例  
の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 15 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例  
の一部を改正する条例

大田区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の次に次の 2 条を加える。

（安全計画の策定等）

第 6 条の 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 放課後児童健全育成事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応

じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第12条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講じ」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努め」に改める。

付則第2項中「この条例の施行の日から平成32年3月31日まで」を「当分に」、「平成32年3月31日までに」を「その者の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から2年以内に当該研修を」に改める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の大田区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

(提案理由)

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、安全の確保に関する計画の策定を加えるほか、規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。



第 41 号議案

大田区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を  
定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 15 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を  
定める条例の一部を改正する条例

大田区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定め  
る条例（平成 26 年条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

目次中

「

第 3 節 特例地域型保育給付費に関する基準（第 51 条・第 52 条） を  
」

「

第 3 節 特例地域型保育給付費に関する基準（第 51 条・第 52 条） に改め  
第 4 章 雑則（第 53 条）  
」

る。

第 5 条第 2 項から第 6 項までを削る。

第 6 条第 2 項中「いる法第 19 条第 1 号」を「いる同号」に、「の法第 19 条第  
1 号」を「の同号」に改め、同条第 3 項中「いる法第 19 条第 2 号」を「いる同条  
第 2 号」に、「の法第 19 条第 2 号」を「の同条第 2 号」に改める。

第 8 条中「場合は」の次に「、必要に応じて」を加える。

第 15 条第 1 項第 2 号中「同条第 11 項」を「同条第 10 項」に改め、同項第 3 号  
中「第 25 条」を「第 25 条第 1 項」に改め、同項第 4 号中「厚生労働大臣」を「内

閣総理大臣」に改める。

第23条中「掲示し」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供し」に改める。

第35条第2項中「いる法第19条第2号」を「いる同条第2号」に改め、同条第3項中「）」と、「法第19条第1号」を「）」と、「同号」に、「法第19条第1号又は第2号」を「同号又は同条第2号」に改め、「、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と」を削る。

第36条第2項中「いる法第19条第1号」を「いる同条第1号」に改め、同条第3項中「第6条第2項中」の次に「「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、」を加え、「、「法第19条第1号」を「、「同号」に、「法第19条第1号又は」を「同条第1号又は」に改め、「第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と」の次に「、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と」を加える。

第37条第1項中「同省令」を「同令」に改める。

第38条第2項を削る。

第39条第2項中「この節」を「この章」に、「の法第19条第3号」を「の同号」に改める。

第42条第1項第3号中「この号」の次に「及び第4項第1号」を加え、同条第4項を次のように改める。

4 区長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 区長が、児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第42条第5項中「前項」の次に「（第2号に係る部分に限る。）」を加える。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第51条第3項中「この節」を「この章」に、「「法第19条第1号」を「「同条第1号」に改め、「含む。）」と」の次に「、「同号」とあるのは「法第19条第3号」と」を加える。

第52条第2項中「法第19条第3号」を「同条第3号」に改める。

第3章の次に次の1章を加える。

#### 第4章 雑則

（電磁的記録等）

第53条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等

に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備え

られたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とある

のは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

付則第2条第1項中「当該教育」を「当該特定教育」に改める。

#### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第23条の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

#### (提案理由)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、電磁的記録その他の規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

## 第 42 号議案

大田区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部  
を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 15 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部  
を改正する条例

大田区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26  
年条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

「

目次中 第 5 章 事業所内保育事業（第 43 条—第 50 条） を

」

「

第 5 章 事業所内保育事業（第 43 条—第 49 条） に改める。  
第 6 章 雑則（第 50 条・第 51 条）

」

第 6 条第 1 項中「。第 3 号」を「。以下この条」に改め、同項第 3 号中「この  
号」の次に「及び第 4 項第 1 号」を加え、同条第 4 項を次のように改める。

4 区長は、次のいずれかに該当するときは、第 1 項第 3 号の規定を適用しない  
こととすることができる。

- (1) 区長が、法第 24 条第 3 項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保  
育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措  
置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼  
児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供される  
よう必要な措置を講じているとき。

(2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第6条第5項中「前項」の次に「（第2号に該当する場合に限る。）」を加える。

第24条第2項第2号中「第34条の20第1項第4号」を「第34条の20第1項第3号」に改める。

第26条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第38条第4号中「場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加える。

第50条を第51条とし、第49条の次に次の章名及び1条を加える。

## 第6章 雑則

### （電磁的記録）

第50条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。

### （提案理由）

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、電磁的記録その



他の規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

## 第 43 号議案

### 大田区シティプロモーション戦略推進会議条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 15 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

### 大田区シティプロモーション戦略推進会議条例

(設置)

第 1 条 大田区シティプロモーション戦略等の策定のための検討を行うとともに、戦略等を踏まえてシティプロモーション推進事業の進捗状況を把握・検証し、もってより効果的かつ着実な同事業の推進を図るため、区長の附属機関として大田区シティプロモーション戦略推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 推進会議は、次に掲げる事項を調査審議し、区長に提言をする。

- (1) 大田区シティプロモーション戦略の策定に関する事項
- (2) シティプロモーション推進事業の効果検証に関する事項
- (3) 前号を踏まえ、シティプロモーション推進事業の推進に向けた方策の検討に関する事項
- (4) 次期プランの策定に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 推進会議は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱し、又は任命する 25 人以内の委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者及び有識者
- (2) 関係機関、団体等から推薦を受けた者

(3) 区職員

(4) 前3号に掲げる者のほか、区長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年以内とし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議は、会長が招集する。

2 推進会議は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 推進会議は、調査審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

大田区シティプロモーション戦略推進会議を設置するため、条例を制定する必

要があるので、この案を提出する。